第59号

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

2017年7月1日

●発　行●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　鵜島　一広
〒104－0031
中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局 5F

管理者の恣意的評価は許さない

人事評価制度のフィードバックに関して

２０１４年から導入された「新人事・給与制度」は、職場に多くの問題をもたらしています。この制度は貢献度合いによって社員をA、B、C、Dランクをつけて賃金の差をつけるものです。このランク付けが管理者の恣意的評価で行われていれば問題であり、今号はこれを考えてみます。

ここ数日にわたって地域基幹職、新一般職の社員に人事評価に関わるフィードバックが行われています。関係する社員は部長席に呼ばれてその内容が伝えられていますが、その中には自分がチャレンジ・シートにつけた◎、○が△に落とされていた場合には注意が必要です。△になった場合には賃金に直接影響することになるからです。

仮に△が多い場合には絶対選考で２００点中９０点以下はD査定になり、１級の人で１１００円、２級の人で１２００円、３級の人で１３００円、４級の人で１３００円が役割成果給から減額されます。２００点中６０点以下はE査定になり、さらに役割成果給が減額されます。

新一般職では絶対選考で２００点中９０点以下はD査定になり、役割成果給から４００円減額されます。２００点中６０点以下はE査定になり、さらに役割成果給が減額されます。

年末手当に関しても地域基幹職、新一般職とも２００点中９０点以下はD査定になり、減額されます。

このように減額されますから自分でつけた◎、○が△になり、それに疑問をもつ人は管理者に「なぜこのようになったのか」を問いただすことです。それは管理者に恣意的評価をさせないようにするためにも必要です。それでも納得が得られなかった場合には苦情処理制度を活用することです。この制度を活用して過去には△から○に修正させた人が何人もいます。この教訓にふまえて諦めることなく声をあげていきましょう。

自由と民主主義を守るために悪法の廃止を

６月１５日未明、自民、公明、日本維新は共謀罪法案を参議院で委員会での審議・採決を行わず本会議で採決を強行しました。

共謀罪にあたる対象は２７７項目ですが、その内容はあいまいです。政府は一般的な団体は対象にならないと言っていますが、「組織的犯罪集団」にあたるかどうかを判断するのは捜査機関です。これは拡大解釈によっては政府に批判的な言動や不満、それを解決する運動は対象になります。これでは私たちが政府に改善を求めたり、反対したりする行動が出来なくなってしまいます。これは明らかに違憲立法であり、こんな悪法を許してはなりません。

私たちは自由と民主主義を守っていくためにもこれを廃止させるために頑張りましょう。